
第4回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和2年9月18日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和2年9月18日午前9時開議

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
日 程 第 3 陳情審査報告
-

本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
日 程 第 3 陳情審査報告
追加日程第1 議案第79号 R元頓原町民野球場照明灯改修工事請負変更契約の締結について
追加日程第2 議案第80号 令和2年度飯南町一般会計補正予算(第7号)
追加日程第3 発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)の提出について
追加日程第4 発委第2号 国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書(案)の提出について
追加日程第5 閉会中の継続審査及び調査の申し出について
-

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|-----------|------|---------|
| 1 番 | 早 樋 徹 雄 | 2 番 | 小 野 覚 |
| 3 番 | 伊 藤 好 晴 | 4 番 | 瀧 尻 行 雄 |
| 5 番 | 門 眞 一 郎 | 6 番 | 熊 谷 兼 樹 |
| 7 番 | 内 藤 眞 一 | 8 番 | 高 橋 英 次 |
| 9 番 | 景 山 登 美 男 | 10 番 | 安 部 丘 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町	長	山 碕 英 樹	副	町	長	塚 原 隆 昭
教 育	長	矢 飼 齊	教 育	次 長		永 井 あ け み
総 務 課	長	大 谷 哲 也	地 域 振 興 課	長		長 島 淳 二
企 画 財 政 課		那 須 忠 巳	住 民 課	長		藤 原 清 伸
産 業 振 興 課	長	森 山 篤	保 健 福 祉 課	長		小 玉 千 恵
建 設 課	長	那 須 和 博	建 設 課 総 括 監			藤 原 一 也
基 幹 支 所 長		和 田 真 一	福 祉 事 務 所 長			安 部 農
病 院 事 務 長		高 橋 克 裕	会 計 管 理 者			門 脇 貴 子
			代 表 監 査 委 員			那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前 9 時 00 分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第 1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、8 番、高橋英次君。

○総務厚生常任委員長（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、高橋英次君。

○総務厚生常任委員長（高橋 英次） はい、8 番。

おはようございます。ただいまより委員会審査報告を行います。

.....

令和 2 年 9 月 18 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

総務厚生常任委員会

委員長 高 橋 英 次

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果の順に発表いたします。

議案第 61 号 飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 62 号 飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 63 号 飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 64 号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための飯南町職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 65 号 飯南町来島拠点複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 67 号 飯南町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 68 号 飯南町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 69 号 飯南町定住及び雇用促進条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 72 号 和解することについて、原案可決。

議案第 74 号 令和 2 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)、原案可決。

議案第 75 号 令和 2 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)、原案可決。

議案第 76 号 令和 2 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)、原案可決。

議案第 77 号 令和 2 年度飯南町病院事業会計補正予算(第 4 号)、原案可決。

.....
以上であります。

○議長(早樋 徹雄) これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長(早樋 徹雄) 7 番、内藤眞一君。

○7 番(内藤 眞一) はい。

議案第 72 号について伺いたいと思います。

委員長報告は原案可決でした。が、9 月 8 日の議案提出時の担当課長の議案説明では、町

並びに担当者の方に記憶は定かではないが、特に問題はないというご発言があったと記憶しております。

また、数名の議員からいろんな質問が出ましたが、その時も問題があったんでの回答はなかったように記憶をしております。私もそこで質疑したかったんですが、担当委員会の方できちんとそこらへんは審査されるというふうに思ったものですから、そこでの質問は控えさせてもらったんですが、原案可決ということですので、委員会でどのように審査されたか伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質疑に対する答弁を求めます。

高橋委員長。

○総務厚生常任委員長（高橋 英次） はい、お答えします。

この案件に関しましては、私ども総務厚生常任委員会でもたいへん質疑が活発に行われたことを申し添えておきます。

また、その審査の中で、担当課からの説明を受け、その説明の中で担当した職員、及び相手方も、もとより悪意のあるものではなく行動を起こしていたと認識いたしました。なお且つ、固定資産税の賦課において相手側が誤解をするような説明をしたことは大変申し訳なく、町として落ち度があったと非を認める答弁もありました。

また、担当職員、及び課長も処分を受けており、当委員会といたしましては可決すべきものと判断し可決いたしました。以上であります。

○7番（内藤 眞一） はい。ありがとうございます。はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君。

○7番（内藤 眞一） はい。ありがとうございました。

決してそれを問題視するつもりはないんですが、ただ、和解という話になれば、非がないのに和解するわけはなくてですね、もし、非があったのならそれは致し方ないというふうに思ったところです。ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、5番、門 眞一郎君。

○教育経済常任委員長（門 眞一郎） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、門 眞一郎君。

○教育経済常任委員長（門 眞一郎） 5番。

委員会審査報告を行います。

令和2年9月18日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則 第 77 条の規定により報告します。

記。事件の番号、議案第 66 号、件名、飯南町学習支援館の設置及び管理に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

議案第 70 号 飯南町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 71 号 飯南町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 78 号 令和 2 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

.....
以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、7 番、内藤眞一君。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、内藤眞一君。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 7 番。

審査報告をします。
.....

令和 2 年 9 月 18 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

予算特別委員会

委員長 内 藤 眞 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、承認第 8 号、件名、専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 5 号））、審査の結果、承認。

議案第 73 号 令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）、原案可決。

審査意見

議案第 73 号 令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）

（款）消防費 （項）消防費 （目）災害対策費 災害対策臨時管理費

来島基幹集落センター跡地に予定される消防センターの設置位置については、来島拠点複合施設への出入り、駐車場機能及び冬季の除雪対策、また通学路があることなど周辺環境を総合的に判断し、決定されたい。

したがって、基礎杭の撤去については、消防センターの位置・規模などを十分に調査・検討し、必要最小限とするよう求める。

.....
以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

日程第 2 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第 2、討論・採決を行います。

これより全議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。まず反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君。

○3 番（伊藤 好晴） はい。3 番。

おはようございます。私は、2 議案について賛成の立場で討論を行います。

最初に、議案第 71 号、飯南町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について述べます。

本条例改正案は、新しくできた来島拠点複合施設の中に設けられる図書館を条例に追加するために提出されています。図書館を条例に追加することに異論はありません。

本条例改正案の説明を受ける際、合わせて 2 館になる町立図書館の「利用案内」が説明されました。

説明では、頓原図書館の休館日が土曜日・日曜日とされております。私も調べてみましたが、土日には開館しているのが普通で、休館にしている図書館は近隣の市町村にはございませんでした。

土日に家族で図書館へ出かける人も少なくありません。提出してもらった令和元年度の図書館利用者数を見ましても、平日の合計 1,250 人に対して、土日の合計が 703 人であります。1 日の平均利用者も、平日の 6.35 人に対し、土日は 7.48 人と報告されました。平日よりも土日の利用者が多いことがわかります。

図書館職員は現在 3 人と聞いております。2 館になっても 3 人とのことであります。このことについておかしいと思うのは私だけではないと思います。1 館の運営に 3 人の職員が必要であれば、2 館になれば 6 人、来島の図書館を中央図書館として、もっと役割を持たせるのならば、さらに多くの職員を必要とするはずであります。

教育委員会は、当初、増員した予算要求を行ったそうではありますが、認められたのは 3 人分ということでした。

土日休館を聞いてから、何人かの人に話を伺いましたが、土日の開館を求める声が多いのが実情であります。議員の中でも、「土日に閉館してはダメ」こういう意見がありました。予算を増額し、運営の妨げにならない職員数を確保しなければなりません。

また、図書館職員が 1 人で勤務している際、頓原交流センター内で事故につながるような事態が発生したとも聞きました。これは、図書館職員の責任ではなくて、頓原基幹支所の責任分野になります。図書館以外の施設内で、事故の起きないような対処をしなければなりません。

併せて、私が公衆トイレの設置を求めた一般質問に対し、町長は、「連たん地では交流センターを使用して欲しい」こう答弁なさっております。休館すれば、土日には連たん地では、トイレもままなくなってしまう。土曜日・日曜日の開館を強く求めたいと思います。

次に、議案第 73 号、令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）について述べます。

款、教育費の中に、小学校ネットワーク環境整備事業として 1,062 万 4,000 円、小学校情報機器整備事業として 1,243 万 9,000 円、中学校ネットワーク環境整備事業として 521 万 7,000 円、中学校情報機器整備事業として 587 万 5,000 円の予算計上があります。

いわゆる GIGA スクール構想にかかる経費であります。私は、小中学校における IT 教育の推進に異議を唱えるものではありません。

本案の説明の中で、教育長は「ICT は手段であり、目的ではない」と発言されました。しかしながら、私には、タブレット購入が目的になっていると思わざるを得なくなったわけであります。

常任委員会ではかなりの時間を取って、議論を行いました。タブレット端末を購入し、児童生徒に貸与、学力の向上を目指すとしながら、現場での具体的な活用方法が具現化されていないということがわかりました。「今後使用しながら工夫する」こういう内容の答弁もありました。

即ち、現場の要求に基づいて導入される事業ではないことが伝わってきたのであります。世間一般に、何か買い物をするときに、買ったものの活用方法も考えずにものを買う人はいません。みんなが何か目的があって買い物をするわけであります。現状を直ちに改めて、現場での活用方法を早急に見いだす必要があります。コーディネーターも配置されているようですので、協力して急いで作業を進めなくてはなりません。

幸いと言えば語弊があるかもしれませんが、購入予定のタブレット端末、アップルコンピュータの iPad が予定されておりますが、この端末は入荷に時間がかかって、今発注しても来年 3 月頃でないかと手に入らないと説明されました。

納入までおよそ半年あります。この間に現場での活用方法を具体化し、来年度当初から児童生徒が活用できる体制を整えることを求めて賛成討論いたします。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） これで、討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 5 号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第 8 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、承認第 8 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 61 号、飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 61 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 61 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 62 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 62 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号、飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 63 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 63 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための飯南町職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 64 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 64 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号、飯南町来島拠点複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 65 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 65 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号、飯南町学習支援館の設置及び管理に関する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 66 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 66 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号、飯南町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について、を採決

いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 67 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 67 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号、飯南町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 68 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 68 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号、飯南町定住及び雇用促進条例の一部を改正する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 69 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 69 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号、飯南町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 70 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 70 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号、飯南町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 71 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 71 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号、和解することについて、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 72 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 72 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号、令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 73 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 73 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号、令和 2 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 74 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 74 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号、令和 2 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 75 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 75 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号、令和 2 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 76 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 76 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号、令和 2 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 77 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 77 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号、令和 2 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 78 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 78 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 陳情審査報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 3、陳情審査報告について を議題といたします。

陳情の受理番号順に報告を求めます。陳情第 1 号から第 5 号までの陳情審査報告について、教育経済常任委員会委員長、5 番、門 眞一郎君。

○教育経済常任委員長（門 眞一郎） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、門 眞一郎君。

○教育経済常任委員長（門 眞一郎） 5 番。

陳情審査報告を行います。

.....
令和 2 年 9 月 18 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

教育経済常任委員会

委員長 門 眞一郎

陳情等審査報告書

本委員会に付託された陳情等を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号、陳情第1号。付託年月日、令和2年9月8日。件名、琴引フォレストパークスキースキー場運営継続についての要望。審査の結果、継続審査。審査の意見なし。

陳情第2号、令和2年9月8日、琴引フォレストパークスキースキー場の営業継続について、継続審査。

陳情第3号、令和2年9月8日、琴引フォレストパークスキースキー場の営業継続についての嘆願、継続審査。

陳情第4号、令和2年9月8日、「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情、不採択。

陳情第5号、令和2年9月8日、「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出することを求める陳情、不採択。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

次に、陳情第6号について陳情審査報告を求めます。

総務厚生常任委員会委員長8番、高橋英次君。

○総務厚生常任委員長（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君。

○総務厚生常任委員長（高橋 英次） はい、8番。

それでは、陳情等審査報告を行います。

令和2年9月18日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

総務厚生常任委員会

委員長 高 橋 英 次

陳情等審査報告書

本委員会に付託された陳情等を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号、陳情第6号。付託年月日、令和2年9月8日。件名、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。審査の結果、採択。審査の意見、なし。措置、関係機関へ送付。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

○議長（早樋 徹雄） これより討論に入ります。はじめに陳情第4号「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情について、討論はありませんか。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。3番。

陳情第4号、「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情について、採択すべきとの立場で討論を行います。

本陳情は、新型コロナウイルス危機の中で、子どもたちのいのちと健康を守り、成長・発達を補償するために、国に対して「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を提出して欲しい旨の内容であります。

新型コロナ禍のなかで、「3密を避けましょう」こう呼びかけられて久しくなります。私は、学校は特に3密になりやすい環境と思っております。子どもたちが新型コロナ感染症に罹患しないよう配慮することが求められており、採択すべき内容と考えます。

文部科学省も、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」の中で、「感染リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるためにも、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することは不可欠である」としており、それを実現するには少人数学級が最良の策と考えます。

本町におきましては、国の指針とする1学級の人数を大幅に下回っておりますので、直接的な影響はありません。しかし、全国の子どもたちの未来のためにも、新型ウイルス感染のリスクを極力抑えるために国に働きかけるべきであります。日本の将来にも影響を与えることと考えております。

よって、本陳情は採択されるべきと考えます。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 次に、反対者から発言を許します。反対討論はありませんか。
他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） これで討論を終わります。

次に、陳情第5号「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出することを求める陳情について討論はありませんか。まず、原案に賛成の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。3番。

陳情第5号「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出することを求める陳情について、採択すべきとの立場で討論を行います。

島根県は来年4月から、特例とする学年はあるものの、これまで35人としていた学級編成を38人に改めようとしております。

陳情の掲げる例では、小学3年生が38人いる学級では、現在は35人学級制なので2クラスになりますが、来年度からは38人学級制をとるので、1クラスに編成されます。3密を避けるどころか密集を作り出す方向に動くわけであります。

来年4月に新型コロナの危機が収まるという状況にない中で、子どもたちを危険にさらすような学級編成は凍結すべきであります。

よって、本陳情は採択すべきと考えます。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 次に、反対者から発言を許します。反対討論はありませんか。
他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） これで討論を終わります。

次に陳情第6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただ今から、陳情について採決いたします。

最初に陳情第4号「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情についてを採決いたします。この陳情に対する委員長報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

陳情第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立少数です。したがって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

次に陳情第5号「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出することを求める陳情を採決いたします。この陳情に対する委員長報告は、不採択です。

したがって、原案について採決します。

陳情第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立少数です。したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に陳情第6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は10時15分といたします。

ただ今から、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午前9時49分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

ただいま、執行部から2件、委員会から2件の追加議案が提出されました。追加議案は、お手元に配布したとおりであります。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加して、ただちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加して、ただちに議題といたします。

町長から追加提出議案の上程を求めます。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

おはようございます。ただ今お認めいただきましたので追加提案をさせていただきます。よろしく願いいたします。案件は2件ございまして、まず1件が、令和元年度頓原町民野球場照明灯改修工事請負変更契約の締結について。それからもう1件が、令和2年度飯南町一般会計補正予算（第7号）でございます。

この頓原町民野球場の変更契約のことにつきましては、これまで工事を進めてまいっておりますが、そうした経過の中で、工事の内容に変更が必要となりましたことから、変更契約の締結をお願いをしたいと、したく思っておりまして、お願いをしたいと思っております。

それから一般会計補正予算につきましては、先ほど議案第72号として提案いたしました和解することについて、可決をいただきました。ありがとうございました。この和解金につきまして追加補正をいたしたいものでございます。詳細につきましては担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をいただきまして適切なるご議決をいただきますようお願いいたします。

追加日程第1 議案第79号 R元頓原町民野球場照明灯改修工事請負変更契約の締結について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第1、議案第79号、R元頓原町民野球場照明灯改修工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○教育次長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井教育次長。

○教育次長（永井 あけみ） 番外。

それでは、議案第79号についてご説明いたします。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年飯南町条例第48号）に基づき、R元頓原町民野球場照明灯改修工事を別紙のとおり請負変更契約したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月18日提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙でございます。

1. 工事名、R元頓原町民野球場照明灯改修工事

1. 変更後請負金額、一金1億3,707万9,800円。111万9,800円増額。

1. 契約相手の代表者の住所氏名、島根県雲南市加茂町加茂中 873 番地 4、株式会社内村電機工務店雲南営業所、所長 錦織 宏道。

1. 契約の期間、議会の議決日を本契約締結日とする。

2 ページをご覧ください。工事変更の概要書でございます。

今回の工事変更契約につきましては、金額の変更のみでございまして、本体工事にかかわる様々な増額分でございます。

主な変更理由としまして右側に記載をしております。1 つめが P C B の処分に関する増額 33 万 2 千円でございます、屋外キュービクルから低濃度の P C B が検出されたことに伴いまして処分費がかかるものでございます。

それから 2 つめでございますが、照明灯基礎コンクリートの取り壊しの増ということで 29 万 7 千円ほどあげております。当初の想定よりも基礎コンクリート部分が深くございましてその分の増額でございます。

また、3 つめには防草コンクリートの追加工事の増ということであげております 89 万 4 千円でございますが、この度の照明灯につきましてはフェンスを設置をしておりますが、フェンス内の防草対策が必要になったということで、昨年度赤名山村広場の方で、屋外キュービクル等のフェンス内の防草対策について保安協会から指導を受けましたので、同様に今回野球場についても同様の対策をとるものでございます。

また、4 つめは平板載荷試験実施に伴う増でございますが、当初設計の方には平板の設置を入れておりませんでした、業者さんの方から実験をしたいということで申し出がありまして、クレーン設置による地盤支持力の確認をしております。37 万円の増額でございます。その他交通誘導員の減ということで当初の想定よりも町道等に設置する誘導員が少なくて済んだということで 77 万 4 千円を減額をしております、総額で 111 万 9 千円の増額となるものでございます。当初の設計に変更設計をみまして消費税をかけたものを変更請負金額としております。

次の 3 ページに基礎コンクリートに関する状況写真、当初 1.3 メートルを想定してございましたが、1.5 メートルの深さがあったという現場の写真。それから 4 ページ目に防草コンクリートの図面ですね、工事図面。それから 5 ページには変更仮契約書の写しを付けておりますのでご覧をいただきたいと思います。説明は以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君。

○3 番（伊藤 好晴） はい。3 番。

変更の内容について、私一応説明受けたかもしれませんが、最初に P C B の処分がありま
すけども、P C B の処分にお金がいることはわかってますが、キュービクルの中のコンデン

サーにP C Bが含まれておるといことだと思ひますけれども、当初設計段階でキュービクルの中なんか点検はしてないんですかね。こういう変更出るっていうのは、そこ見てないから出るわけですね。そこをちょっとお尋ねしたい。

というのと、防草コンクリートの追加がありますけれども、これ電力会社か、あるいは中電工から指摘があつてやるんじゃないかと思つてますけれども、そもそもそういう規則があることを、これを設計した事業者はわからなかったという理解でよろしいですか。以上2点お願いします。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（永井 あけみ） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井教育次長。

○教育次長（永井 あけみ） はい、番外。

先ほど3番議員から2点のご質問いただきました。

1つめは、P C Bの処分に関するものでございますが、当初高圧充電設備の中には、そういった濃度のP C Bが検出されるとは想定をしておりませんでした。確認不足といへば、確認ができておりませんでした。高濃度につきましては、町内にあります各施設すべて確認をしておりますが、低濃度のP C Bについては事前にすべての施設を確認をしておらず、この度の工事で判明したというものでございます。

それから2つめの防草コンクリートにつきましては、昨年度、赤名の山村広場の高圧充電設備のフェンス内につきまして保安協会から指導がありまして、必ずしないといけないというものではございませんが、安全管理上ですね、防草対策をするのが望ましいということで聞いておりまして、照明灯のフェンス内でございますのでなかなか立ち入ることができないという面からですね、工事に合わせて防草対策を行いたいというものでございます。以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。

了解しました。そのP C Bの処分で低濃度のものについては、検査していないとか、チェックしていないとか、だったですけども、P C Bがどこに使われとるかというのはなかなかわからないものがあると思うんですよ。そういう意味から今後教育委員会でこういう問題が出てくるかどうかわかりませんが、全体の問題としてP C Bはそこにあると疑われるものについては、当初から、設計当初からそれを疑ってやらないと、出るたびにこの変更が求められますんでね、ぜひとも、これ答弁いりませんけども今後の課題として、全体としてそういうことを心においていただきたいということを申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） 答弁がいますか。

○3番（伊藤 好晴） いりません。

○議長（早樋 徹雄） はい。他にありませんか。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、内藤眞一君。

○7 番（内藤 眞一） はい。

私も同じこと聞きたいと思うんですが、今の聞かれたことは、もうどうこうありませんが、照明灯の基礎コンクリートの取り壊しが増えたと、さっきご説明では、1.3 メートルの予定だったのが 1.5 メートルだったと。いいんですけども、そりゃそういうことは起こりうる話ですが、ただ、設計する時に前回というか、設置した時の図面はあったと思うんですよ、私は。それがあって 1.3 メートルしかみてなかったというのは、やっぱり設計がおかしいんじゃないかなと思うんです。ただ、そういう図面はもうありませんでしたよなしょうがないです。現地掘って見たらわかりました、いうことはあるんですが、こういう設備のとき図面がないなんていうことは、ちょっと想定しがたいんで、この辺を伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、内藤眞一君の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井教育次長。

○教育次長（永井 あけみ） 番外。

先ほど、照明灯の基礎コンクリートの深さについてのご質問、7 番議員からいただきました。当初の図面は確認いたしました、ちょっと確認不足がございまして、設計時には 1.3 メートルということで想定をしておりました。設計当時の確認不足という面があらうかと思っています。大変申し訳ございません。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 79 号、R 元頓原町民野球場照明灯改修工事請負変更契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 2 議案第 80 号 令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第2、議案第80号、令和2年度飯南町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

はじめに総括について説明を求めます。

○副町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原副町長。

○副町長（塚原 隆昭） 番外。

議案第80号について説明します。

令和2年度飯南町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億3,279万9千円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月18日提出、飯南町長。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入歳出いずれも合計額のみ読み上げます。歳入歳出合計それぞれ既決額に10万円を追加し、87億3,279万9千円。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて歳入の説明を求めます。

○企画財政課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須企画財政課長。

○企画財政課長（那須 忠巳） はい、番外。

事項別明細書の方です。めくっていただきまして、1、総括です。歳入の説明を省略し歳出の補正財源内訳です。今回の補正財源は全て一般財源です。

めくっていただきまして、2、歳入です。款、項、目ともに地方交付税。今回の財源を普通交付税をもって充てるものです。歳入についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて歳出について説明を求めます。

○住民課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原住民課長。

○住民課長（藤原 清伸） 番外。

それでは6ページになります。款、総務費、項、徴税費、目、賦課徴収費。賦課徴収臨時管理費ですが、先ほど本会議におきまして議決いただきました、議案第72号が可決されたということに伴いまして、今回追加して補正するものです。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 80 号、令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 7 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 3 発委第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について

○議長（早樋 徹雄） 発委第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8 番、高橋英次君。

○8 番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、高橋英次君。

○8 番（高橋 英次） 8 番。

発委第 1 号について説明をいたします。

発委第 1 号。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則（平成 17 年飯南町議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 2 年 9 月 18 日

提出者 総務厚生常任委員会 委員長 高橋 英次

飯南町議会議長 早樋 徹雄 様

1 枚目めくっていただいて、別紙の意見書（案）が付いておりますのでご覧ください。

提案理由の説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済的・社会的に甚大な影響をもたらし、国民生活への不安が続いております。

そうした中で、今後の地方財政は地方税・地方交付税の大幅な減少等により、かつてない厳

しい状況になることが予想されます。

今後とも地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保及び充実を強く国に求めていくことが必要であり、このたび意見書を提出するものです。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） なお、意見書（案）につきましては、事務局長が朗読いたします。

高木事務局長。

○議会事務局長（高木 ゆかり） はい。それでは朗読いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

島根県飯南町議会

提出先は次のページに記載しております。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

○議長（早樋 徹雄） これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

発委第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 発委第2号 国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書（案）の提出について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第4、発委第2号 国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、門 眞一郎君。

○5番（門 眞一郎） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、門 眞一郎君。

○5番（門 眞一郎） 5番。

発委第2号について説明いたします。

発委第2号 国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書（案）の提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則（平成17年飯南町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和2年9月18日

提出者 教育経済常任委員会 委員長 門 眞一郎

飯南町議会議長 早樋 徹雄 様

提案理由を説明いたします。

激甚化している災害により全国で大きな被害が頻発している状況下で、平成 30 年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が令和 2 年度で終了いたします。

このような中で新型コロナウイルス感染症の流行により、大都市部への過度な人口集中が感染拡大のリスクを高めていることから、地方への人口や諸機能の分散が必要となっております。

また、地方創生を進めるために社会資本整備がこの中山間地域では必要不可欠であります。社会資本整備に必要な予算、生活・経済活動のベースとなる道路整備など公共事業の推進に係る予算の確保、近年激甚化する自然災害に対応した防災減災対策と既存のインフラ機能を維持回復させる老朽化対策について予算を確保することを強く国に求めていくことが必要であるため意見書を提出するものであります。

○議長（早樋 徹雄） なお、意見書（案）につきましては、事務局長が朗読いたします。

高木事務局長。

○議会事務局長（高木 ゆかり） はい。それでは朗読いたします。

国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書（案）

今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、東京など大都市部への過度な人口集中は、感染拡大のリスクを高め、甚大な経済的被害を与えるということがわかった。また、生産の海外依存度の高さが、国内サプライチェーンの脆弱性を浮き彫りにしたところである。このようなことから、地方への人口や諸機能の分散、サプライチェーンの国内回帰は論を待たないところである。

一方で、近年は雨の降り方が激甚化、局地的になっており、全国各地で毎年大規模な水害が発生しており、県内でも江の川流域において、平成 30 年 7 月、今年 7 月とわずか 2 年の間に 2 回、浸水被害を受けた。

以上のことから、我が国がリスクに対応できる強靱な経済・社会構造を構築するには、まず地方において、生活・経済活動のベースとなる、また安全・安心を確保する、道路ネットワークの構築や河川改修などの社会資本の整備、近年激甚化する自然災害に対応した防災・減災対策と既存のインフラ機能を維持・回復させる老朽化対策などの喫緊の課題に、集中的に取り組むことが必要である。

加えて、生産性の向上や民間投資の誘発に直結する交通基盤など社会資本の重点的な整備は、コロナ禍で落ち込む地域経済を回復させるうえで、より一層必要となる。

ついては、感染症の拡大防止とともに、地方創生を力強く進める前提となる社会資本整備を推進するため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 令和 3 年度予算において、地方の安全・安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力

の向上に資する社会資本整備に必要な予算を十分に確保すること。

- 2 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、農業農村整備事業予算等については、道路ネットワークや農林水産基盤の整備、防災対策、河川改修、土砂災害対策、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 3 平成30年豪雨に続き、わずか2年の間に2度の浸水被害を受けた江の川流域の治水事業予算を大幅に増額するとともに、遅れている斐伊川水系の改修予算を十分に確保し、治水対策を早急に進めること。
- 4 中国横断自動車道尾道松江線の補完道である国道54号の改良整備を促進し、陰陽交通の安定確保に努めること。
- 5 令和2年度で終わる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を長期の計画に改め、継続すること。併せて、地方負担分を軽減する措置も含め必要な予算・財源を別枠で安定的に長期にわたり確保し、これまで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。
- 6 施設の老朽化に関わる点検や点検結果に基づく修繕の実施など老朽化対策の推進に必要な予算を従来の予算とは別に確保すること。また、補助対象を拡大し、確実に所要の予算を配分するとともに、地方負担分についての地方財政措置を拡充すること。
- 7 地方自治体が老朽化対策を進めるにあたり課題としている技術職員の不足など技術力に関し、国や地方整備局の体制を強化し、支援を図ること。
- 8 新型コロナウイルス感染症の流行で、大幅に停滞する地方の経済・雇用を下支えする公共事業を含めた令和2年度補正予算を措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月18日

島根県飯南町議会

提出先は次のページに記載しております。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

○議長（早樋 徹雄） これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

発委第2号、国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました意見書について、その字句、そのほか整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） ご異議なしと認めます。したがって、字句、その他の整理については、議長に委任することに決定いたしました。

追加日程第5 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第5、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、及び、議会運営委員会委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布の申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

山碕町長。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

議長のお許しをいただきましたので、閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。8日より開会いたしました本定例会におきましては、議員各位には連日にわたり慎重に

ご審議をいただきまして、ただいまは提案いたしました全議案につきまして原案どおり可決をいただきましたこと厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

そして今回も、本会議、委員会を通じまして、多くのご意見ご指導をいただいたとこでございまして、今後の予算執行、施策の推進、立案にいかしてまいる所存でございます。

ご案内のとおり、一昨日、菅内閣が発足をいたしまして、コロナ終息に全力を挙げて取り組むと申されておりますが、本町におきましても、これからインフルエンザの季節を迎え一層の対策を講じると共に、新しい生活様式のもとに、まちの賑わいも取り戻していかなければならない。また、テレワークが注目もされておりますけれども、(聞き取り不能) 人の価値観が変化をする中で、この変化を的確に捉えまして、本町のまちづくりに活かすことも求められるところでございまして、こうした様々につきまして今後も執行部一丸となって努力をしてまいる所存でございますので、議員各位の今後共のご指導をお願いをいたします。

また、あいさつでございますけれども、この機会しかございませんので議長のお許しをいただきまして、先ほどの議事の中で賜りました意見等につきまして、若干のことを申し上げさせていただきます。

まず、議案第 71 号の飯南町立図書館の設置につきまして、3 番議員から賛成討論の中で、ご発言ございました。ああしてこのことによりましてですね、頓原交流センターの図書館の開館日が変わるということについて、かつて、その公衆トイレの設置が必要であるということについて、私は、その既存の施設を使っていたきたいということで、頓原交流センターを一つの施設として挙げております。

その前後のことについて触れておられませんので、改めてそのことにつきまして申し述べさせていただきます。ご理解を賜りたいというふうに思うところでございます。

ああして、重ねて公衆トイレが必要ではないかというご質問に対しまして、私といたしましては、その当時、この飯南町の政策課題、私といたしまして、この優先度は低いということと考えておるということで、既存の施設を使っていたきたいということを申し上げておりました。

そうした経過がある中で、頓原の連坦地においては、この交流センターが設置をされておるのでこれを使ってほしいということでございまして、今回ほんとにですね、申し訳ありませんけれども、こうした図書館ということでは、土日を閉館するという事でこれまでの使用の形態が変わってまいるわけでございまして、ご迷惑をかける方もあるかもしれません。

ただ、聞いてみますと、そう、これ一人が大切でございますけれども、そう多くの方ですね、使用されているその現実はないということでございますし、こうしたご意見をいただいた中で、その総合振興計画のですね、策定にあたりまして、今、公衆トイレということで必要とされておるのは、むしろですね、連坦地ということでなくして、この飯南町には大万木そして琴引、女亀山、そうしたすばらしい山があるわけでございまして、そうした登山の客は多くおられます。そうしたところでのですね、やはりその公衆トイレの設置ということは、これは課題だということで議論いたしておりますけれども、ご案内のとおりでございまし

て、具体的にはですね、今、盛り込んでいないところがございます、こういうことについて様々なまだ解決しなくてはならない課題があるということであると思っております。

こうしたことでございますので、最優先で今回、考えなくてはならないのは、中央図書館、頓原図書館という2つの図書館を、いかに効率的に利用して飯南町の図書文化といいますか、そうしたものをですね、高めていくということだと思っております、そうしたことでの教育委員会でのそうしたお考えということでございますので、ぜひともこのことにつきましてはご理解を賜りたいと思いますし、また、重ねて申し上げれば、こうした課題もございますので、今後に向けてですね、また適切なご指導もいただきたいというふうに思います。

それから、もう1点でございますけども、ああして一般会計予算第6号、お認めありがとうございました。この中でですね、琴引スキー場の運営についての大きなご心配をおかけしておる予算案が盛り込まれておったところでございますけども、これについては、ああして可決いただきました。

そうした中で私は、戸惑っておりますのが、いわゆる陳情の3つ、この継続についてということで出ておりましたけども、継続審査にされたわけでございます。私はこのことについて、何も申し上げることもありませんけども、ただ、こうした来年度に向けての営業というのは、この予算案をお認めいただいたので、議会の方ですね、そうしたご支持も得ておると思っております。

この営業継続についての、この陳情の中では期間は示してありませんが、おそらく斟酌いたしますと、今後いろんな環境がありますので手放しにいつまでもということではないと思っておりますけども、私といたしましても、この前回の全協でですね、この10年、15年継続をするという方向を定めておる中で、いたずらにやるということではないと。状況をしっかりと判断をしながら、かつ最大の努力をしながらそうした継続に向けて努力をしていきたい旨を申し上げた中でですね、私はこの継続審査にされたこの理由というのが説明があると思っておりますけども、何も、触れられておりません。

ですから、私といたしましてもちょっと、繰り返しますけども戸惑っております。できれば意見を付けてですね、また、飯南町議会としての判断、方向付けもいただければ、町民の方ですね、戸惑いがないのではないかなというふうに私は思うところでございますけども、いずれにいたしましてもご心配をおかけしておる中で、改めてですね、その先ほど申し上げましたように、関係のものでしっかりと努力をしていくということを申し上げさせていただきまして、なおかつ、また今のような視点からですね、議員、飯南町議会としてのご指導、ご意見をいただきたいということを申し上げさせていただきます。

僭越なことを申し上げましたが、町政運営について非常に大切なことでございますので、あえて議長のお許しをいただきまして申し上げさせていただきます。

そういうことございまして、私は、今期をもって退任させていただく旨、表明をさせていただいたところでございますけども、もちろんのこと、残された任期、全力で取り組んでまいる所存でございますので、重ねて議員各位の今後ともの、ご指導、ご支援賜りますように

お願いを申し上げまして閉会のお礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和2年第4回飯南町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

なお、全員協議会の開催は議場の時計で、準備がありますので11時10分といたします。

午前11時00分閉会
